

# ○大府市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が所管する社会福祉法人において、関係法令、通知、定款等を遵守した適正な法人運営が行われているかどうかを確認し、指導、勧告等を行うために実施する指導監査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、同法第30条第1項の規定により本市が所管するものとする。

(指導監査の種類等)

第3条 指導監査の種類は、一般指導監査及び特別指導監査とし、関係書類の閲覧及び関係者からの聴取により実施する。

2 指導監査は、社会福祉法人に関する事務を所掌する課等の職員2名以上で実施するものとする。

(一般指導監査の実施)

第4条 一般指導監査の実施の方法等は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を全て満たす対象者については、3か年に1回実施するものとする。

ただし、対象者に対する一般指導監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（他の所轄庁が実施するものを含む。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが市長及び対象者にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、市長の判断により、一般指導監査の実施の周期を3か年に1回を超えない範囲で設定することができる。この場合において、市長は、対象者の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

ア 社会福祉法人の運営について関係法令及び通知に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 対象者が経営する施設及び対象者の行う事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に大きな問題が認められないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず、同号のア及びイに掲げる事項について問題が認められない対象者において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、毎年度対象者から提出される報告書類を勘案の上、当該対象者の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該対象者の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると市長が判断するときは、当該各号に掲げる周期まで延長することができる。

ア 会計監査人を設置している対象者において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適性意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5か年に1回

イ 会計監査人を設置していない対象者において、会計監査人による監査に準ずる監

査（会計監査人を設置せずに、対象者と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5か年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた対象者において、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出された場合 4か年に1回

(3) 第1号の規定にかかわらず、同号のア及びイに掲げる事項について問題が認められない対象者のうち前号に掲げる場合に該当しない対象者において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が判断するときは、一般指導監査の実施の周期を4か年に1回とすることができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、全体の受審状況を勘案して認めることとする。）。又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（福祉関係者養成校等の研修の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域交流が積極的に行われていること。）。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 新たに設立された社会福祉法人については、設立年度又は次年度において、速やかに一般指導監査を実施するものとする。

（特別指導監査の実施）

第5条 特別指導監査は、対象者のうち社会福祉法人の運営等に重大な問題を有するもの、指導監査における問題点の是正改善が認められないもの及び正当な理由がなく一般指導監査を拒否したものに対し実施するものとする。

（実施計画）

第6条 市長は、毎年度当初に、指導監査の実施計画を策定するものとする。

2 前項の実施計画は、国の指導方針及び前年度における指導監査結果等を総合的に勘案し、当該年度の重点項目を定めた上、指導監査の効率的実施について十分留意して策定するものとする。

（指導監査の通知）

第7条 市長は、前条第1項の実施計画に基づき対象者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該対象者に通知するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象となる施設等

- (3) 指導監査の日時及び場所
- (4) 指導監査を担当する職員
- (5) 指導監査当日に準備すべき書類
- (6) 指導監査実施にあたって事前に提出すべき書類  
(指導監査後の措置)

第8条 市長は、指導監査を実施したときは、対象者の代表者、関係職員等に対して、指導監査の結果の講評を行い、改善が必要と認められた事項があるときは、後日文書により通知を行う。

2 市長は、前項の規定により文書により通知した事項について、対象者に対し期日を付して改善を示す資料等の提出を求め、必要に応じて、改善状況の確認のために再調査を行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。